

平成27年第1回与論町議会臨時会

# 会 議 録

平成27年1月19日

与 論 町 議 会

# 平成27年第1回与論町議会臨時会会議録

平成27年1月19日（月曜日）午前10時13分開会

## 1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 与論町保育の必要性の認定に関する条例

第4 議案第2号 与論町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第5 議案第3号 与論町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

第6 議案第4号 与論町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

第7 議案第5号 平成26年度与論町一般会計補正予算（第7号）

## 2 出席議員（10人）

1番 林 敏 治 君

2番 高 田 豊 繁 君

3番 町 俊 策 君

4番 林 隆 壽 君

5番 喜 山 康 三 君

6番 供 利 泰 伸 君

7番 野 口 靖 夫 君

8番 麓 才 良 君

9番 福 地 元一郎 君

10番 大 田 英 勝 君

## 3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

## 4 地方自治法第121条による出席者（5人）

町 長 南 政 吾 君

副 町 長 川 上 政 雄 君

総務企画課長 沖 野 一 雄 君

教育委員会事務局長 池 田 直 也 君

町民福祉課長 酒 勺 徳 雄 君

## 5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君

係 長 川 上 嘉 久 君

開会 午前10時13分

○**議長（大田英勝君）** ただいまから、平成27年第1回与論町議会臨時会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

----- ○ -----  
**日程第1 会議録署名議員の指名**

○**議長（大田英勝君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、3番、町 俊策君、6番、供利泰伸君を指名します。

----- ○ -----  
**日程第2 会期の決定**

○**議長（大田英勝君）** 日程第2、会期決定の件を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（大田英勝君）** 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日に決定しました。

----- ○ -----  
**日程第3 議案第1号 与論町保育の必要性の認定に関する条例**

○**議長（大田英勝君）** 日程第3、議案第1号、与論町保育の必要性の認定に関する条例  
を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○**町長（南 政吾君）** 議案第1号、与論町保育の必要性の認定に関する条例の制定につ  
いて、提案理由を申し上げます。

子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から  
開始されることに鑑み、現児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項  
の規定に基づく与論町保育の実施に関する条例を廃止し、子ども・子育て支援法（平  
成24年法律第65号、第20条）に基づく与論町保育の必要性の認定に関する条例  
を制定し、幼児期の学校教育や保育等地域の子ども・子育て支援を総合的に推進して  
いくこととしております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたしま  
す。

○**議長（大田英勝君）** 提案理由の説明を終わります。  
これから、質疑を行います。

○**議長（大田英勝君）** 8番。

○**8番（麓 才良君）** 平成24年の子ども・子育て支援法の制定等によってこういう条  
例ができてきているようですが、この条例ができる背景をもう少し具体的に説明をお願  
いしたいと思っております。それから、これまで本町でとり行ってきたこの同様の事業  
と両関連について、また、今後の対応や財政的な問題・支援等があれば、説明いただ  
きたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒勺徳雄君） 背景につきましては、少子高齢化の進展ということ、それから子どもたちの育成関係の充実ということを国も真剣に捉えて、昨年の6月の議会でも触れましたが、27年4月以降におきまして、国としてもそのような施策関係に重点をおいて進めていこうということで、消費税8%への引き上げに伴い、国・地方合わせて、8兆円程度の増収を見込んでいる中で、1兆3500億円程度の社会保障の充実ということ。それからまた、そのうち5,100億円程度この図にもあります、こども・子育て制度に充当しまして、量の拡充ですとか、内容、それから保育料ですとかそういうものの充実で充てるということで、国が施策を進めております。それに伴いまして、私どもの方でも今までいろいろなこども園における助成関係も鋭意進めておりますが、この新しい制度を取り入れることにより、子ども・子育て関連3法の中にございますような国の基準というものが新しく設定され、より充実したものになるようなことをございますので、予算の充当も結構楽になりますので、そういうのを活用して、教育課程や、保育課程等こども園での充実した施策ができるように進めていきたいということです。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 今ありましたが、国においても、地方創生の中でもこの子育て支援というのを重点課題として出しているところであり、本町においても子育て支援というのは重要な課題であり、この条例制定等の絡みであると解釈をいたしますが、そういうことであればなおさらのこと、この条例制定を機に、どういう形で取り組んでいくかを、全体的に取りまとめていく対策等も考えあわせて、早急に取り組んでいく必要があると思いますので、その点も念頭においていただきたいと思います。以上です

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、与論町保育の必要性の認定に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、与論町保育の必要性の認定に関する条例は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----  
日程第4 議案第2号 与論町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

## を定める条例

○議長（大田英勝君） 日程第4、議案第2号、与論町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第2号、与論町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の提案理由を申し上げます。

子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から開始されることに鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号、第34条の8の2第1項）の規定に基づき与論町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定し、幼児期の学校教育や保育等地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととしております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 放課後の育成事業の設備運営ということになっておりますが、これに該当する事業所は民営でされている事業所じゃないかと思うのですけれど、それでよろしいでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒勺徳雄君） 民営というのはございませんけれど、私立のハレルヤ保育所のほうで、放課後児童クラブの対応はされています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 現在も放課後のこれについては進められていると思うのですけれど、今回この条例ができることによってどのような形で放課後教育が改善されるのか、また負担のこととか、そのことはどのようになっていますか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒勺徳雄君） この事業のポイントとしましては、教育とか保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅での子育てを行う家庭を含む全ての子育て家庭を対象とした形でございます。地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を充実させるという観点から地域子育て支援拠点事業ですとか、それから今おっしゃいました放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後クラブというものですけれども、そういうものですとか、それから、乳児全家庭全戸訪問事業、これについては一部保健センターでやっているものもございますけれども、そういうものも含めた地域子ども子育て支援事業というものを充実させるというような方向性になっております。こういうことを考えまして、私ども公立の施設におきましても、保護者からの意見なども踏まえまして、主に地域子育て支援の助言ですとか、そういうのを念頭におきながら、子ども教育の充実に何とか努力していきたいと考えているところです。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。2番。

○2番（高田豊繁君） 10条のところで、放課後児童支援員は鹿児島県知事が行う研修

を修了したものでなければならぬとありますけれども、もちろん個人的な資格者、有資格者は、その資格は別といたしまして、この研修等がある場合には、やはり義務付けられているのですが、そういったものに対する助成、そういった研修、旅費とかの規程はありますか。その予定はされてますか。

○町民福祉課長（酒勺徳雄君） この制度の中に旅費規程はございませんが、これまでも皆さんを交えて議論した部分の中で研修に関する旅費ということで一般会計からの支出ということで取り組んでいけたらと考えております。

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、与論町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、与論町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

## 日程第5 議案第3号 与論町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

○議長（大田英勝君） 日程第5、議案第3号、与論町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第3号、与論町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の提案理由を申し上げます。

子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から開始されることに鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号、第34条の16）の規定に基づき、与論町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定し、幼児期の学校教育や保育等地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととしております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、与論町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、与論町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

#### 日程第6 議案第4号 与論町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

○議長（大田英勝君） 日程第6、議案第4号、与論町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議題第4号、与論町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、提案理由を申し上げます。

子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から開始されることに鑑み、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき与論町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定し、幼児期の学校教育や保育等地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととしております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、与論町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、与論町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

#### 日程第7 議案第5号 平成26年度与論町一般会計補正予算（第7号）

○議長（大田英勝君） 日程第7、議案第5号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議題第5号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を申し上げます。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金68万2000円を計上しております。  
歳出につきましては、需用費の電気料不足分として68万2000円を計上しております。  
歳入歳出予算にそれぞれ68万2000円を追加し、一般会計予算総額43億5585万7000円となっております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） せっかく教育委員会の事務局長がお越しになっておられますのでお聞きしてみたいと思います。補正予算書の中に旅費を計上してあります。この補正の旅費がどのように使われるのかということに関して質問するのではなくて、お聞きしたいことは、せっかくの旅費問題でありますので、去年教育長を中心とする学校長あるいはいわゆる知識人がですね、与論町の島言葉、与論の方言のことにに関してですね、方言というのはその地域の文化を意味するわけですね。非常に重要なものだと私は思っております。そういうことからして、その先ほど言いました、そのメンバーがですね、小笠原までわざわざ行かれて、その会議に参加されたという話を聞いておりますが、どういう目的で帰ってこられてから、どういうふうに関心、あるいは与論の方言の方向性というものをどのように考えておられるのか、ちょっとこの場をお借り

してお聞きしたいと思います。わかる範囲内で、教育委員会の事務局長ですのでその辺は十分把握しておられると思いますから、御説明をお願いします。

**○教育委員会事務局長（池田直也君）** ありがとうございます。先だつての東京の離島サミットには4人参加いたしました。八丈島からの補助金で2人分、与論町の公費で2人、教育長と文化協会長が参加しております。先だつても、沖縄の西原町からもこられました。地域の文化とかあるいは学校行事において、方言の重要性が認識されているところです。本町でも、その会の後に各学校あるいはまた地域でも、できるだけ方言を取り入れて文化継承に努めていこうということで、各会合とかあらゆる面で推進しているところであります。島の宝でありますので、今後とも、この事業につきましては教育委員会一丸となって推進してまいりたいと思います。

**○議長（大田英勝君）** これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（大田英勝君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（大田英勝君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（大田英勝君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

**○議長（大田英勝君）** これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第1回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前10時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 大田英勝

与論町議会議員 町 俊策

与論町議会議員 供利泰伸